

広域情報：新型コロナウイルス感染症に関する水際対策強化に係る新たな措置

令和3年5月12日

【ポイント】

- 5月12日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000778994.pdf>)
- 日本への御帰国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

【本文】

5月12日、以下のとおり、日本において新たな水際対策措置が決定されました。本措置の主な点は以下のとおりです。

- インド、パキスタン及びネパールの3か国に、本邦への上陸申請日前14日以内に滞在歴のある在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否する。上記措置は本年5月14日午前0時から開始する。

(注1) 5月13日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、又は「定住者」の在留資格を有する者が、これら3か国から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとする。5月14日以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、今回の再入国拒否対象とはならない。

(注2) 上記に基づく措置は、5月14日午前0時(日本時間)前にこれら3か国を出発し、同時刻以降に本邦に到着した者は対象としない。

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ

(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>) を御確認ください。

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html))

(問い合わせ窓口)

○ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

○ 出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話：(代表)03-3580-4111(内線4446、4447)

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）